

平成 19 年 10 月 5 日

規制改革会議 生活環境TF・金融TF

資料2

京都メカニズムにおける「排出権取引」の 現状と課題について



三菱UFJ信託銀行



本資料は、本TFにおいて「排出量取引」等に関して理解を深めるための資料であり、排出権の信託における信託受益権の取得の申込みを勧誘する目的としておりません。尚、本資料からの転載・引用についてはご遠慮下さい。

【1】 京都メカニズムにおける「排出権取引」とは(確認事項)

- 京都議定書で規定された排出権取引のためのスキームで、温室効果ガス削減義務達成のための補的手段。
- 他国における排出削減量等をクレジットとして取得し、自国の約束達成に用いることができる。

(ご参考) 日本の温室効果ガス排出量の状況

平成 19 年 8 月「京都議定書目標達成計画の評価・見直しに関する中間報告(案)」より

表 2 2010 年度の温室効果ガス排出量の推計

(百万t-CO2)

区 分	実績			2010年度推計結果				目標達成計画 目標		不足削減量	
	京都議定書 の基準 年度	2005年度	基準年度 比増減率	対策上位ケース		対策下位ケース		排出量	基準年度 比増減率	対策上位 ケース	対策下位 ケース
				排出量	基準年度 比増減率	排出量	基準年度 比増減率				
エネルギー起源CO2	1,059	1,203	+13.6%	1,107	+4.6%	1,122	+5.9%	1,253	-0.6%	20	34
産業部門	482	456	-5.5%	438	-9.1%	441	-8.5%				
民生(業務その他部門)	164	238	+44.6%	211	+28.5%	215	+30.9%				
民生(家庭部門)	127	174	+36.7%	145	+13.4%	148	+16.1%				
運輸部門	217	257	+18.1%	245	+12.7%	249	+14.5%				
エネルギー転換部門	68	78	+15.7%	68	+0.9%	69	+1.0%				
非エネルギー起源CO2	85	91	+6.6%	86	+1.7%	86	+1.7%				
メタン	33	24	-27.9%	23	-31.5%	23	-31.5%				
一酸化二窒素	33	25	-22.0%	25	-23.7%	25	-23.6%				
代替フロン等3ガス	51	17	-66.9%	32	-38.1%	32	-38.1%				
総排出量	1,261	1,360	+7.8%	1,273	+0.9%	1,287	+2.1%				

注) 1 : 基準年度は18年8月に条約事務局に提出した割当量報告書における計算方法により算出した基準年度排出量、2005年度は確定値

2 : 下線は基準年度総排出量比

3 : 想定よりも社会経済活動量が大きくなる場合や個々の既存の対策・施策の効果が現在の想定を下回る場合もあり得る

【2】 京都メカニズムにおける排出権取引の「現状と課題」および「解決策・要望事項」

現状と課題	解決策○・要望事項◎
<p>(0) 全体状況 排出権に関して、よくいただくご質問・ご意見は下記の内容。</p>	<p>◎「京都メカニズム」に関する対策・施策のご検討においては、国内対策の効果の十分な精査とともに、「<u>京都メカニズム</u>」自体の、<u>より一層の浸透を図ることも重要。</u></p>
<p>(1) 「京都メカニズム」について今一度理解したい、または、「京都メカニズム」は難しい</p>	<p>○「排出権信託」または「京都クレジットの媒介」</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 信託受益権の特徴 <ul style="list-style-type: none"> ① 小口化機能 ② 取得実務・管理を信託銀行が代行 ③ 信託銀行等で販売 ④ 日本語、日本法に基づく金融商品 ⑤ 第三者(含む国・NEDO)への譲渡可 ⑥ 現物クレジットを対象とする ⑦ 京都クレジットを取り巻く制度や仕組・価格相場・動向等を商品提供の前提として説明 ➤ クレジット媒介 → 上記の②④は対応せず。
<p>(2) クレジットをどこで買えばよいか分からない 不要になった場合、どこで売ればよいか分からない</p>	
<p>(3) クレジットの価格の相場観をつかめない</p>	
<p>(4) クレジット規模が小さいと売り手がいない</p>	
<p>(5) 排出権が本当に取得できるか不安</p>	
<p>(6) 英文でのクレジット取得契約締結や取得実務が煩雑</p>	
<p>(7) 会計・税等に取扱が未定な部分の取扱はどうなるか ～会計 「当面の実務指針」の位置づけ ～税 消費税がかかるのか、寄付の場合の取扱はどうなるか、等 ～ITL情報</p>	<p>◎左記2点は、<u>京都クレジット取得の意思決定において重要な事項。</u> ご対応されれば、クレジット取得により取組みやすくなると思料。</p> <p>(なお、(8)に関しては、環境省主催の「カーボン・オフセットのあり方に関する検討会」にてご議論されており、結果を拝見したい)</p>
<p>(8) オフセットの定義・主体が不明 ～取得プロセスのどの段階を指して「オフセット」とすべきか。 ～償却口座に入れるときは有償か、無償か。 ～法人の活動を通じた個人の寄付によるCO₂削減は、どの部門の削減分としてカウントされるのか。</p>	

(本資料について)

- 本資料は、本TFにおいて排出権に関する知識を習得することや理解を深めること及び排出権の信託に関する概要を理解し今後の具体的なご検討の足がかりにさせていただくことを目的とした資料です。本資料の内容については、参加者の正式な手続きに基づく正当な決裁を得ておらず、また、リーガルオピニオン及びアカウントオピニオン等を取得していない段階の資料です。
したがって、信託の引受が確定しているものではなく、かかる信託受益権の販売を約束するものではありません。また、弊社の事前の同意なしに、第三者に対して開示または交付することは、理由の如何を問わず、禁止とさせていただきます。
- 具体的な商品のご検討に際しては、弊社が別途発行予定の商品説明書を熟読し、ご理解した上で、独自の調査・評価に基づき、ご検討下さい。
- 本資料は信頼できる公開情報等に基づいて作成したのですが、その情報の確実性あるいは完結性を表明するものではありません。かかる内容等は一定の仮説に基づくものであり、その結果の確実性を表明するものではありません。また、分析の際の仮定は変更されることもあり、それに伴い当初の分析の結果と重要な差異が生じる可能性もあります。また、かかる内容等は法律・税務および会計処理について、またはその効果について表明するものではありませんので、ご了承下さい。
- 本資料に関してご質問等がございましたら、下記担当者までお問い合わせ下さい。

三菱UFJ信託銀行 フロンティア戦略企画部 相(あい)、平 03-6214-7990